

横浜市港湾施設使用条例の一部改正について（市第 14 号議案）

横浜市海づり施設条例の一部改正について（市第 15 号議案）

1 改正の目的

指定管理者による管理対象施設及び施設区分並びに指定管理者の選定方法を定めるため、横浜市港湾施設使用条例及び横浜市海づり施設条例を一部改正します。

2 改正の概要

(1) 施設区分等の改正

現 行	改正後	
管理対象施設	管理対象施設	選定方法

① 横浜市港湾施設使用条例の改正（別表第 1）

ア 港湾物流施設の管理・運営の一元化

<table border="1"> <tr><td>コンテナターミナル関連施設</td></tr> <tr><td>本牧ふ頭の上屋等</td></tr> <tr><td>建材取扱施設</td></tr> </table>	コンテナターミナル関連施設	本牧ふ頭の上屋等	建材取扱施設	拡大 統合	物流等関連施設	本市のコンテナ、在来貨物等の取扱いに関する方針を理解し、物流施設の適切な管理ができるものを選定 (非公募)
コンテナターミナル関連施設						
本牧ふ頭の上屋等						
建材取扱施設						
市が直接管理する在来物流施設						

イ 施設区分の統合

<table border="1"> <tr><td>みなとみらいさん橋</td></tr> <tr><td>国際交流ゾーン</td></tr> <tr><td>臨港パーク</td></tr> </table>	みなとみらいさん橋	国際交流ゾーン	臨港パーク	統合	臨港パーク等関連施設	公募による選定
みなとみらいさん橋						
国際交流ゾーン						
臨港パーク						

ウ 選定の方法

<table border="1"> <tr><td>港湾関係厚生施設</td></tr> <tr><td>八景島</td></tr> </table>	港湾関係厚生施設	八景島	→	港湾関係厚生施設	施設に関する本市の方針を理解し、自ら事業を企画し、実施するものを選定 (非公募)
港湾関係厚生施設					
八景島					
	八景島				

② 横浜市海づり施設条例の改正

<table border="1"> <tr><td>大黒海づり施設</td></tr> <tr><td>本牧海づり施設</td></tr> <tr><td>磯子海づり施設</td></tr> </table>	大黒海づり施設	本牧海づり施設	磯子海づり施設	統合	横浜市の海づり施設 大黒ふ頭先端緑地	公募による選定
大黒海づり施設						
本牧海づり施設						
磯子海づり施設						
大黒ふ頭先端緑地						

(2) 対象施設の表記の方法

物流等関連施設については、横浜市港湾施設使用条例の別表第 1 に掲げる港湾施設の名称をより分かりやすくするため施設及び地区単位で表記することといたします。

【裏面あり】

【表記方法の変更例】

現 行
管理対象の港湾施設名称
大黒ふ頭1号在来貨物ターミナル用地
同 H号在来貨物ターミナル用地
同 I号在来貨物ターミナル用地
同 K号在来貨物ターミナル用地
同 T-1号在来貨物ターミナル用地
同 T-3号在来貨物ターミナル用地
⋮
同 T-8号在来貨物ターミナル用地

施設及び
地区単位
での表記

改正後
管理対象の港湾施設
大黒ふ頭の在来貨物ターミナル用地

(3) 港湾施設の廃止に伴う改正

老朽化等の理由により本牧ふ頭のガントリークレーン2基の廃止を予定しているため、横浜市港湾施設使用条例の別表第1から削除し、指定管理者による管理対象施設から外します。

3 今後のスケジュール

平成 22 年	6月下旬～9月	選定委員会の開催
	9月	指定管理者候補者の選定・公表
	第4回市会定例会	指定管理者指定議案の提出
平成 23 年	4月	指定管理者による管理運営開始

図1 臨港パーク等関連施設について

【位置図】



【配置図】

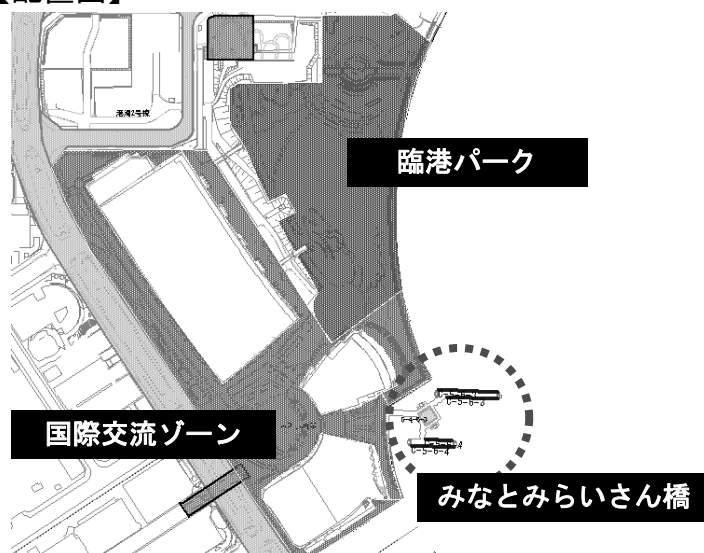


図2 大黒ふ頭先端緑地及び大黒海づり施設について

【位置図】



【配置図】

